

がっこうあんしん 学校安心ルール

おおさかしりつひがしなかはましうがっこう 大阪市立東中浜小学校

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
きほんてき 基本的な 約束事	○うそをつかない	○ルールを守る	○人に親切にする	○勉強する	
だい 第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振りかえる活動
だい 第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話を する ・授業をさぼり、校内 でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをし たり、言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを 言う	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けご とをする	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振りかえる活動
だい 第3段階	・授業中、故意に妨害を する ・テストのじゃまやカンニ ングを繰り返す ・学校をさぼり、校外にた むろする	・いやがることを無理や りさせる ・暴力をふるう(プロレス 技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、 すてたりする	・指導に対して激しく 反抗する ・こわがるようなことをし たり言ったりする ・押す、突き飛ばす。ぶつ かるなどの暴力をふる う	・万引きやバイクの無免許 運転・飲酒・喫煙など法律 に違反するようなこと	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及 び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センタ ー)と連携し、学校内で指導を行う ・状況によっては個別指導教室を 活用した指導

第3段階よりも重いと思われる事象や違反行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)